

令和7年度 こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費）の実施状況について

令和5年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の調査結果をもとに、次の（1）から（5）に該当する事業について、令和7年度のこどもの貧困対策関連経費とした。

《対象事業》

（1）実態調査の詳細な分析を基に地域性を踏まえ、効果が高いと認められる事業

実態調査において確認された地域課題に対して施策を講じることにより、貧困の連鎖を断ち切ることに資するものとなり、その取組みをモデルとして同様の課題を抱える他区においても効果を得られると期待できるもの

（2）実態調査により確認された課題を解決するために、全市的に実施することで効果が高いと認められる事業

実態調査において確認された課題解決のための支援策や、教育・福祉・就労などこどもの貧困に関する複合的課題を横断的に解決するための事業

（3）一般施策として有効な実績がある既存事業で、再構築することによりこどもの貧困対策に効果が高いと認められる事業

実態調査において確認された課題に対して、有効な実績がある既存事業を再構築して実施することにより、こどもの貧困対策に高い効果が期待できるもの

（4）これまでに実施した重点事業を実態調査の結果をもとに効果検証し、こどもの貧困対策に効果が高いと認められる事業

これまでに実施した学習習慣の定着や居場所づくり、ひとり親世帯への支援策などの事業について、効果検証を行った結果、拡充または継続して実施することで、こどもの貧困対策への有効性を証明できる事業

（5）これまでに実施した重点事業を実態調査の結果をもとに効果検証し、新たな事業として再構築することによりこどもの貧困対策に効果が高いと認められる事業

これまでに実施した事業の検証の結果、新たな事業として再構築することにより、こどもの貧困対策に一層高い効果が期待できるもの

令和7年度 こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの)実施状況

令和7年度 重点施策推進経費 1,659,589千円、差引市費 1,329,588千円 22事業(11所属[9区、2局]) ※西成区、教育委員会 他重点 含む

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分
				R6年度	R7年度	
学習習慣の定着	学力向上支援					
	➤特に、学力に課題の見られる児童生徒の多い学校90校に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施。					
	1	教育委員会事務局	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援 ※教育重点で予算要求【他重点】	447,407	494,027	他重点
学習習慣の定着(※他重点 含む) 計				447,407	494,027	
不登校児童・生徒への支援	不登校対策					
	➤継続的な登校に至らない又は不登校の児童生徒に対し、学習支援や登校支援等を実施。					
	➤西成区は各校にサポーターを配置し、こどもサポートネットなど各種事業と連携し実施。					
	➤R7年度より、浪速区・福島区・西区において、不登校の児童生徒が一步踏み出せるよう、登校支援のためのサポーターを配置するなど、新たな取組を実施。淀川区は昨年度実施した不登校支援について、対象校を拡充して実施。					
	2	大正区	学習・登校サポート事業	17,274	19,289	継続
	3	港区	不登校生徒支援事業	5,316	5,316	継続
	4	中央区	「子どもの貧困」をなくすための子どもと学校等支援事業	4,211	4,574	継続
	5	東成区	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業	1,788	1,788	継続
	6	東成区	子どもたちの「生きる力」育み支援事業	287	287	継続
	7	淀川区	不登校児童生徒支援事業	1,979	4,948	拡充
	8	浪速区	登校支援が必要な児童生徒への支援事業		4,164	新規
	9	福島区	不登校児童生徒支援事業		4,972	新規
	10	西区	「つながる・つなぐ」子ども支援事業		5,751	新規
11	西成区	西成区こども生活・まなびサポート事業 ※西成特区で予算要求【他重点】	147,859	145,859	他重点	
不登校児童・生徒への支援(※他重点 含む) 計				178,714	196,948	
居場所づくり	➤こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築し企業等からの物資提供の受皿となる機能を担うとともに、安心・安全な運営の基盤整備のための取組みなど、こどもの居場所等の活性化を図る。					
	➤必要な地域にこどもの居場所が開設されるよう、補助金を交付する。					
	12	こども青少年局	こども支援ネットワーク事業	27,551	34,310	継続
	13	こども青少年局	大阪市こどもの居場所開設支援事業	10,020	9,420	継続
居場所づくり 計				37,571	43,730	

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分
				R6年度	R7年度	
複合的課題の横断的解決	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり					
	大阪市子どもサポートネットの構築					
	➤学校における「気づき」により課題を抱えるこどもや世帯を発見し、学校・区役所(保健福祉センター)・地域資源などが連携して総合的に支援する。					
	➤R7年度より、スクールカウンセラーの資質を向上させ、こどものアセスメントを充実させるため、スーパーバイザーを配置。					
	14	こども青少年局	大阪市子どもサポートネット(コーディネーター配置)	333,179	358,568	継続
高校中退	15	教育委員会事務局	大阪市子どもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	335,128	351,451	継続
	16	こども青少年局	大阪市子どもサポートネット(スクールカウンセラー事業)	18,679	27,129	拡充
	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり 計			686,986	737,148	
高校中退	高校中退者への支援策					
	➤市内にある府立高校への出張授業や生徒へのアウトリーチ、LINE等の活用による相談受付を実施					
	17	こども青少年局	若者自立支援事業(高校中退者への支援策)	8,132	8,132	継続
高校中退者への支援策 計			8,132	8,132		
ひとり親世帯	ひとり親世帯への支援策					
	➤ひとり親世帯の就業等による自立を促進するための支援策。					
	➤R7年度より、就職に有利な資格取得にかかる経費の補助について、所得要件を撤廃または緩和するとともに、対象となる資格に美容師資格を追加。					
	➤また、若年ひとり親家庭を対象に交流事業などを実施し、各種支援制度の周知や必要な支援につなげる。					
	18	こども青少年局	ひとり親家庭自立支援給付金事業 (ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	94,384	105,854	拡充
その他の顕著な課題	19	こども青少年局	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	22,549	20,415	拡充
	20	こども青少年局	若年ひとり親家庭等支援事業		10,484	新規
	ひとり親世帯への支援策 計			116,933	136,753	
その他の顕著な課題	➤養育費の確保を確実にするための情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援や履行確保の支援など総合的な支援を実施。					
	➤養育費の受領率を向上させるため、R7年度より、強制執行着手金に対する補助を創設。					
	21	こども青少年局	養育費確保のトータルサポート事業	25,728	35,614	拡充
	➤こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費					
その他の顕著な課題	22	こども青少年局	こどもの貧困対策推進経費	9,888	7,237	継続
	その他の顕著な課題 計			35,166	42,851	
こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの) 合 計				1,547,979	1,659,589	

重点施策推進経費

令和7年度	1,659,589千円、差引市費1,329,588千円	22事業(11所属[9区、2局])※西成区、教育委員会 他重点 含む
令和6年度	1,547,979千円、差引市費 1,348,633千円	23事業(13所属[11区、2局])※西成区、教育委員会 他重点 含む
令和5年度	1,412,146千円、差引市費 1,218,271千円	23事業(12所属[10区、2局])※西成区、教育委員会 他重点 含む
令和4年度	1,311,292千円、差引市費 1,118,692千円	21事業(11所属[9区、2局])※西成区、教育委員会 他重点 含む
令和3年度	1,213,145千円、差引市費 1,070,366千円	25事業(15所属[13区、2局])※西成区 他重点 含む
令和2年度	1,228,738千円、差引市費 1,084,617千円	31事業(18所属[16区、2局])※西成区 他重点 含む
令和元年度	885,421千円、差引市費 730,710千円	37事業(22所属[19区、3局])※西成区 他重点 含む
平成30年度	707,542千円、差引市費 589,797千円	36事業(21所属[18区、3局])
平成29年度	219,235千円、差引市費 211,131千円	19事業(12所属[10区、2局])

令和7年度 こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費分）

各事業内容説明

◆事業一覧の見方

事業区分	事業を「学習習慣の定着」「居場所づくり」など、とりまとめ一覧の項目で区分しています。
区分	「新規事業」「継続事業」「拡充事業」(既の実施している事業でこどもの貧困対策に効果があるため、対象等を拡充するもの)で区分しています。
事業費算定額 (差引市費)	各事業費算定額を掲載しています。 既存事業を拡充している場合は、事業全体の事業費算定額と、こどもの貧困対策の実施にあたって拡充に必要な経費（〔うち重点分〕と表示）を掲載しています。
手法	「委託」「補助」「直営」（市で雇用した嘱託職員の派遣など）などで区分しており、主なものを記載しています。
対象者・実施場所	主な対象者、主な実施場所を表示しています。

番 号	1	事 業 名	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援			
事業区分	学習習慣の定着			区 分	－	
担 当 所 属	教育委員会事務局 総務部 教育政策課、指導部 教育活動支援担当、教育センター					
事業費算定額(差引市費)	〔全体〕	703,814千円	(650,012千円)		手法	直営
	〔うち重点分〕	494,027千円	(440,225千円)			
対 象 者	小学生 中学生			実施場所	小中学校 (90校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(2)					
※学校教育の推進で要求						
指導主事などから構成される「支援チーム」が全小中学校を定期的に訪問し、教員の授業力向上を図るとともに、学力に課題のある全ての児童生徒へのきめ細かで継続した指導・支援を行い、児童生徒の基礎学力の定着及び学力の向上を図る。						
〔事業内容〕（再掲部分）						
・特に学力に課題の見られる児童生徒の多い学校90校に対しては、校長と学びチーフコラボレーター（8人）が協働して計画した学力向上への取組みに基づき、学びコラボレーター（75人）による個々の課題に応じた助言など児童生徒への支援や、学びサポーターによる放課後学習等の個別支援を重点的に実施						

番 号	2	事 業 名	学習・登校サポート事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	継続事業	
担 当 所 属	大正区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	19,289千円 (17,243千円)			手法	委託
対 象 者	小学生、中学生	実施場所	自宅、学校ほか		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(2)				
大正区内小学校・中学校に在籍する児童・生徒のうち、生活困窮等、ひとり親家庭などの理由により学校の授業以外で学習機会が少ない児童・生徒、不登校や病気による長期欠席等の児童・生徒について、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校支援等を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするとともに児童・生徒の健やかな育成を図ることを目的とする。					
〔事業内容〕					
(1) 学校、保護者との面談について こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容（家庭への支援、児童・生徒への支援）について学校、保護者等と面談を行う。					
(2) 学習支援について 個別を基本とし、状況に応じて家庭や学校施設等で学習支援を実施する。					
(3) 登校支援等について 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着に向けた支援を行い、学習機会を創出する。					
(4) 居場所の提供 不登校など支援につながりにくい課題を抱える生徒に対し、学校や家庭以外の第三の「居場所」として、大正区役所内において、専門スタッフが一人ひとりに寄り添った支援を行う。					

番 号	3	事 業 名	不登校生徒支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	継続事業	
担 当 所 属	港区 協働まちづくり推進課				
事業費算定額（差引市費）	5,316千円		（ 3,375千円 ）	手法	直営
対 象 者	中学生	実施場所	区内中学校 5 校		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（3）				
子どもの不登校及び不登校傾向の改善を目的として、初期対応、長期化の防止、不登校からの回復に向けた支援を行う。不登校には多様な要因・背景があり、家庭に福祉的課題がある場合など、貧困とも関連する。また、不登校による学力低下、進学、就職への影響は、将来の貧困にもつながりかねない。本事業は、こうした貧困の連鎖や新たな貧困を抑制するものである。					
〔事業内容〕					
区内中学校（全5校）において、ボランティアサポーターによる登校支援、別室登校支援、家庭へのアウトリーチ的支援、放課後の学習支援等を行う。また、学校内における居場所開設（談話室や図書室、多目的室など）の支援を行う。なお、学校及び不登校関連の各種教育相談事業（こどもサポートネット、スクールカウンセラー、家庭児童相談員等）やこども居場所づくり事業とも連携し、これらの専門家や学校教員の求めに応じて適切に支援する。					

番 号	4	事 業 名	「子どもの貧困」をなくすための子どもと学校等支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	継続事業	
担 当 所 属	中央区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	4,574千円 (2,633千円)			手法	直営
対 象 者	小学校 中学校		実施場所	区内小学校 7 校 中学校 3 校	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)				
中央区においては、以前にはごく少数であった不登校児童生徒が急増し、令和3年度においては不登校が50名を超える学校もある。また不登校が長期化するケースも増加しており、その際には社会から孤立し、コミュニケーション力や様々な社会経験が乏しくなり、社会的経済的な貧困につながる事となる。区内に在住する外国籍児童生徒においても、家庭の経済状況が悪化し、様々な生活困窮に関する相談が寄せられている。また令和2年度から24区実施されている「こどもサポートネット事業」においても、学校から不登校児童生徒に関するケースが多く相談されているが、福祉サービスにつないで解決するという内容ではないため、すぐに解決につながる手だてやリソースがなく、長期継続的な見守りや対応策の模索継続が必要なケースが増加している。					
〔事業内容〕					
貧困状態の早期発見や予防の重要なポイントとなる不登校（または不登校傾向）については、一人ひとりの子どもにより、その背景や原因、対応策が異なることから、区内公立小中学校にサポーターを配置し、不登校傾向にある子どもも含めた登校支援を行い、教職員やSSW、SC等の専門家につなぎ、不登校児童生徒数の減少と発生防止に効果を上げている。また、令和元年10月文科省「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知）」においては、支援の視点として「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある」と示されていることも踏まえ、スクリーニング会議Ⅱ等でSSWやこどもサポートネットと情報共有する中での見立てや助言を受けつつ、教職員との連携や指示のもと、様々な社会経験をもつボランティアとしての特性を活かした支援を実施する。					

番 号	5	事 業 名	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	継続事業	
担 当 所 属	東成区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	1,788千円		(1,788千円)	手法	直営
対 象 者	小学校 中学校		実施場所	東成区保健福祉センター子育て支援室	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
・小中学校への登校しぶりや、現に不登校状態にある児童が抱える不安や課題の的確な分析や環境調整、保護者支援等の実施により、安全・安心な教育環境整備を促進し、不登校の改善・防止を図る。 〔事業内容〕 区内小中学校及び子育て支援室へ心理学等の専門家（大学教授等）を派遣し、「登校しぶり」「不登校」状態にある児童や保護者、家庭が抱える課題の分析、支援者（学校、子育て支援室等）への助言指導を通じ、一人一人の状況に応じた教育環境整備や必要な支援の導入のための機関コンサルテーションを実施 (1) 児童にかかる課題分析、必要な環境調整・支援構築への助言指導 (2) 対人関係に課題のある保護者へのアプローチや支援に関する助言指導 (3) ケース検討会における関係機関・事業所等への助言指導 (4) ライフステージ移行時における必要な環境整備や支援の引継ぎ、ソーシャルスキル獲得支援に関する助言 (幼保就園⇒小学校就学⇒中学校就学⇒高校入学または就労) (5) 関係機関・事業所等に向けた支援にかかるスキルアップ研修の実施 (6) 対応事例集作成の取組					

番 号	6	事 業 名	子どもたちの「生きる力」育み支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	継続事業	
担 当 所 属	東成区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	287千円		(167千円)	手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内小学校（2校）	
事業目的、概要	計画施策体系 1－（3）				
国連総会で合意された「持続可能な開発目標（SDGs）」（目標4、10）の達成を目指し、児童生徒が自分の存在を認められているという思いや喜びを実感できる居場所づくりをはじめ、学びの楽しさや達成感を実感し、自らの可能性を認識しながら「自分らしく生きる力」を育むことができるよう、学習支援や習い事等を実施する「心の居場所づくり」に取り組む。					
〔事業内容〕					
区内2小学校施設を利用して、協定を締結した民間事業者によるダンス教室やスポーツ教室、学習支援等、様々な種類の習い事を実施する。					
事業運営については、協定を締結した民間事業者による自主運営とし、運営経費は利用者負担金で賄うことを基本としているが、「大阪市習い事・塾代助成事業」での参加も可能とすることで利用者の負担軽減を図る。					

番 号	7	事 業 名	不登校児童生徒支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	拡充事業
担 当 所 属	淀川区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	4,948千円 (3,007千円)			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内小中学校 (計 5 校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
区内市立小・中学校の不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、「朝起きられない」「不登校の兄弟の影響」「保護者による朝の送り出し」等の課題があるものの、支援者による促しや寄添いがあれば登校可能な状態の児童生徒を対象として、登校支援と、登校直後の時間帯の別室登校支援を行う有償ボランティアをサポーターとして配置する。本事業により、社会的経済的な様々な貧困連鎖の温床となりやすい不登校または不登校傾向の状態を改善し、新たな貧困層となることの予防を目的とする。					
〔事業内容〕					
対象校（初年度はモデル校として小・中各 1 校）に有償ボランティアをサポーターとして配置し、対象児童に寄添い、家庭から学校への登校支援と、登校直後の時間帯の別室登校支援（教育活動に合流するまでの学習準備支援、教職員への引継ぎ、相談対応）を行う。継続的な登校を再開・習慣化し、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携・指示のもと、通常の学校活動への復帰支援につなげることを通して、不登校または不登校傾向にある児童生徒数の減少及び発生防止等につなげる。					

番 号	8	事 業 名	登校支援が必要な児童生徒への支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	新規事業
担 当 所 属	浪速区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	4,164千円 (4,164千円)			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内小中学校 (計 9 校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
区内小中学校において、不登校児童生徒及び遅刻や欠席が多い児童生徒に対して登校支援事業を実施することにより子ども達の学びを保証するとともに、安心できる学校生活の確保、不登校状況の改善や未然防止を目指す。					
〔事業内容〕					
区内小中学校に登校支援サポーター（有償ボランティア）を配置する。児童生徒の家庭に訪問して登校を促す朝の登校支援や別室での個別見守りの実施、学校へはかろうじて登校できるが教室に居場所のない児童生徒へ別室での個別見守りを実施することで、継続した登校ができるよう教職員やこどもサポートネット推進員とも連携して支援を行う。登校支援を登校支援サポーターが行うことにより、地域コミュニティと学校の繋がりを一層強化し、困難な家庭環境にある子どもの孤立化を防ぎ生活環境を豊かにするとともに、目指すべき姿である地域全体での見守りへの実現に向けた一躍を担う。また、登校支援サポーターは、児童生徒が抱えている課題を早期に発見し適切な支援に繋ぐために、関わりを持つ中で把握した児童生徒の情報を教員等と共有する。					

番 号	9	事 業 名	不登校児童生徒支援事業		
事業区分		不登校児童・生徒への支援	区 分	新規事業	
担 当 所 属		福島区 保健福祉課			
事業費算定額(差引市費)		4,972千円	(1,941千円)	手法	直営
対 象 者		小学校 中学校	実施場所	区内小中学校	
事業目的、概要		計画施策体系 1－(3)			
・進学、就職等社会的経済的な様々な貧困連鎖の温床となりがちな不登校・不登校傾向の状態を改善し、新たな貧困層となることを抑制する。					
〔事業内容〕					
・区内小中学校（小学校9校・中学校3校）へ有償ボランティアを配置し、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して登校支援や学校内での見守りを行う。実施にあたっては、学校及び不登校に関するスクールカウンセラー事業やこどもサポートネットなどの相談事業と連携し、これらの専門家や学校教員の求めに応じて適切に支援する。					

番 号	10	事 業 名	「つながる・つなぐ」子ども支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	新規事業
担 当 所 属	西区 総務課				
事業費算定額(差引市費)	5,751千円 (2,810千円)			手法	委託
対 象 者	小学校 中学校		実施場所	区内小中学校（計3校）	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)				
区内市立小・中学校の不登校等児童生徒の抱える課題を解消し、児童生徒が将来に希望を抱いて、主体的に進路や社会的自立に向かうことを目的とするとともに、不登校が要因となる社会的孤立や貧困の世代間連鎖を防止する。					
〔事業内容〕					
不登校等児童生徒及び保護者への訪問型相談と校内福祉的居場所における相談支援の一体的実施。					
・ 支援につながっていない不登校等児童生徒及び保護者への訪問支援を取り入れ、「学習支援のみの見守り」から「アウトリーチ」のアプローチを活かした事業を実施する。また、訪問支援と一体的に学校内居場所を開設し、居場所ではソーシャルワーク機能を基本に置いた「相談支援」を実施し、不登校だけでなく、児童生徒の家庭背景等も含めた課題全般の解決に向けた支援を行う。					
事業の実施に当たっては、福祉の専門職（相談支援事業所等）に委託のうえ実施する。					

番 号	11	事 業 名	西成区こども生活・まなびサポート事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	－
担 当 所 属	西成区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	145,859千円 (98,909千円)			手法	委託
対 象 者	小学生 中学生	実施場所	中学校(6校)とその接続する小学校(10校)		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)				
※西成特区内で予算要求					
市全体の施策により課題のある児童生徒のサポート体制は充実しつつあるが、西成区では生活困窮世帯が多く児童生徒の抱える課題が質・量ともに深刻であり課題解決に至っていない。不登校在籍率も、西成区は大阪市平均を上回る。こうした現状を打開するため、健全な学校生活を送れるよう児童生徒に対し寄り添い支援を行い、小・中学校に家庭生活面等で児童生徒が抱える個別課題に対応する支援員を配置する。平成29・30年度は1中学校区、令和元年度は2中学校区でモデル実施し、令和2年度からは区内全中学校区(6中学校区)へ拡充し本格実施を開始した。(令和元年度からは西成特区構想関連事業の予算を再掲)					
また、令和5年度より授業に集中できない児童に対し、状況に応じた声掛けや児童から個別に話を聴くなど、学習習慣の定着に向けた登校後の寄り添い型支援を行う支援員等を区内2小学校(モデル実施)に配置し、令和6年度からは区内全小学校へ拡充し本格実施を開始した。					
〔事業内容〕					
・事業対象	西成区内の小・中学校に在学する児童生徒のうち、家庭生活面等で課題を抱えるサポートが必要な児童生徒				
・実施内容	学校に配置する支援員等がサポートが必要な児童生徒に対し寄り添い支援(遅刻・不登校対応、別室登校の対応、学習姿勢向上のための支援等)を行い、学びの場への定着につなげる。				

番 号	12	事 業 名	こども支援ネットワーク事業		
事業区分	居場所づくり			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	34,310千円 (9,269千円)			手法	直営・補助
対 象 者	その他	実施場所	大阪市内		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(4)				
地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等や、支援企業等、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築するとともに、令和元年度からは安心・安全な運営の基盤整備のための取組みを追加し、ネットワークへの加入を促進する。					
〔事業内容〕					
1 活動団体の情報や支援企業の情報をホームページ等により発信					
2 活動団体・支援企業相互の情報共有を図るための定期的なミーティングの実施					
3 活動団体の従事者（従事意向のある者を含む）等を対象とする研修の実施					
4 支援企業からの提供物資の仲介					
5 活動団体でのボランティア活動の仲介					
6 新たな活動団体の開拓、支援					
7 活動団体の取組みの活性化を図るための調査・分析					
8 ボランティア等の不測の事故に対応する保険に加入					

番 号	13	事 業 名	大阪市こどもの居場所開設支援事業			
事業区分	居場所づくり			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課					
事業費算定額(差引市費)	9,420千円			(420千円)	手法	補助
対 象 者	民間法人、任意団体等		実施場所	大阪市内		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(4)					
地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通し、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させる。						
〔事業内容〕						
各区役所と連携し、必要な地域にこども食堂を含むこどもの居場所を開設する団体に対し、開設にかかる備品等（冷蔵庫・炊飯器・机・椅子・書籍・文房具など）の経費を補助する。（補助率：10/10）						
令和4年度については4区（淀川区、鶴見区、東住吉区、西成区）によるモデル実施。						
令和5年度以降は、全区を対象に事業実施。						
大阪市こどもの居場所開設支援事業補助金						
● 対象事業：こども食堂、学習支援などこどもの居場所の実施						
● 対 象 者：民間法人、任意団体						
● 対象経費：こどもの居場所開設に必要な備品等(テーブル・冷蔵庫・食器・文具など)						
● 補助金額：上限30万円／1か所						
● 補 助 率：10／10						

番 号	14	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（コーディネーター配置）		
		複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり	区 分	継続事業	
担 当 所 属		こども青少年局 企画部 企画課			
事業費算定額(差引市費)		358,568千円 （ 311,984千円 ）		手法	直営
対 象 者		小学生 中学生 その他	実施場所	区役所	
事業目的、概要		計画施策体系 1－（3）			
〔大阪市こどもサポートネット〕					
支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。					
平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。					
〔コーディネーター（こどもサポート推進員）配置〕					
区役所等の保健福祉分野の支援や地域の支援を行うにあたり、アウトリーチ（家庭訪問等）により、保健福祉制度の説明や手続きをはじめ、こども食堂等の地域における支援活動を案内するなど、こどもや子育て世帯を適切な支援につなぎ、解決に導いていく仕組みとして、コーディネーター（こどもサポート推進員）をモデル区に配置し、こどもと子育て世帯の総合的支援の強化に取り組む。					

番 号	15	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（SSWの配置）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当				
事業費算定額(差引市費)	351,451千円 （ 279,127千円 ）			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校（全24区）を巡回	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
〔大阪市こどもサポートネット〕					
支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。					
平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。					
〔スクールソーシャルワーカーの配置〕					
全24区においてアセスメント機能を強化するためにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各小中学校において児童生徒の生活状況を把握し、課題を発見・共有するスクリーニング会議を定期的に開催する。SSWはその会議に参画し、様々な課題に対してのアセスメントを行い、それらをもとにチーム学校で対応を検討し、教育分野または福祉分野における課題を整理しながら、総合的な支援の強化に取り組む。					

番 号	16	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（スクールカウンセラー事業）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	拡充事業	
担 当 所 属	こども青少年局 こども相談センター				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕	427,039千円	（ 286,550千円 ）	手法	直営
	〔うち重点分〕	27,129千円	（ 18,087千円 ）		
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校	
事業目的、概要	計画施策体系 1－（3）				
〔大阪市こどもサポートネット〕					
支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。					
平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。					
〔スクールカウンセラーの参画〕					
臨床心理の専門家として、全24区内の各小中学校で開催されるスクリーニング会議に参画し、心理的な観点から、児童・生徒のさまざまな情報を整理・統合し、アセスメントやプランニングを行うとともに、今後の当該児童・生徒および家庭との関わり方についてアドバイスを行う。					
令和7年度より課題を抱えるこどもに対する支援の妥当性等、スクリーニング会議Ⅱでの支援方針の検討の場において適切な支援につなぐために、新たにスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対して指導、助言を行い、専門性の維持、向上を図る。					

番 号	17	事 業 名	若者自立支援事業（高校中退者への支援策）			
事業区分	高校中退者への支援策			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 青少年課					
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕 39,569千円 （ 31,270千円） 〔うち重点分〕 8,132千円 （ 4,066千円）			手法	委託	
対 象 者	市内に居住する高校生		実施場所	市内にある高校等		
事業目的、概要	計画施策体系 3－（１）					
若者自立支援事業（コネクションズおおさか）では、市内にある高校等の高校１年生に対して、自立啓発冊子「リアルな社会の歩き方」を配布するとともに、学校の協力を得ながら、高校出張授業等を実施している。一度、高校を中途退学してしまうと学校からの支援やフォローが届かなくなってしまうため、不登校や中途退学となる可能性のある生徒を早期発見し、在校中から適切な相談機関に確実につないでいくことが重要であることから、こども青少年局（コネクションズおおさか）と学校が連携しながら、令和４年度以降については、中退リスクの高い市内の府立高校を対象に高校出張授業を実施する。さらに、学校が「コネクションズおおさか」の支援が必要と判断した生徒については、情報を早い段階で学校と共有し、適切な支援につなげる。 また、区役所出張相談を実施しながら連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。さらに、自ら相談に出向くことができない若者や、これまで支援が届いていなかった若年層を支援につなげるために、引き続きLINE等を活用し、「コネクションズおおさか」の情報発信と相談受付を実施する。						

番 号	18	事 業 名	ひとり親家庭自立支援給付金事業		
事業区分	ひとり親世帯への支援策		区 分	拡充事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額 (差引市費)	〔全体〕 555,452千円 (164,629千円) 〔うち重点分〕 104,304千円 (65,424千円)		手法	補助・給付	
対 象 者	ひとり親世帯の親及び子	実施場所	区役所・こども青少年局		
事業目的、概要	計画施策体系 3－(1)				
ひとり親家庭の母、又は父の安定した就労による自立を図るため、就職や転職に有利な資格（看護師、保育士等）取得に係る養成機関で訓練を受ける場合に給付金を支給しているが、当該給付金の拡充を行うなど、より生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進する。					
〔事業内容〕					
・市独自で高等職業訓練促進給付金を拡充し、就職や転職に有利な資格取得を促進する。					
・市独自で高卒程度認定試験合格支援事業の対象者の年齢制限を拡充（ひとり親家庭の子）するとともに、補助額を拡充し、ひとり親世帯の親及び子の高卒認定試験合格を促進する。					
令和7年度より					
・国において、令和6年8月からひとり親家庭自立支援給付金における所得要件（児童扶養手当受給相当）が見直されたことを受け、本市でも令和6年8月から撤廃・緩和。また、令和7年度から高等職業訓練促進給付金の対象資格に美容師を追加。					

番 号	19	事 業 名	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業		
事業区分	ひとり親世帯への支援策		区 分	拡充事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額(差引市費)	20,415千円 (20,415千円)			手法	補助・委託
対 象 者	ひとり親世帯の親	実施場所	区役所・こども青少年局・愛光会館等		
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (1)				
ひとり親家庭の母、又は父が就職や転職に有利な資格を取得するため養成機関への入学を希望するものの、学力面や金銭面においてサポートを必要とする方を対象に、予備校の費用を補助または受験対策の講座を開設することにより、資格取得を促進し、安定した就労につなげる。 〔事業内容〕 ・サポーターによる事前相談を通じて、資格取得を目的に専門学校に入学するために、予備校に通う等、一定の準備が必要な方を対象に、「専門学校等受験対策給付金」を支給する。 ・愛光会館において受験対策講座を行うことで、一時預かり保育が必要な方にも対応するとともに、子育てや生活の悩みの相談にも対応でき、より効果的な修業が期待できる。 令和7年度より ・国におけるひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の所得要件の廃止に伴い、類似の支援である当該事業についても所得要件を撤廃し、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を要件として追加。					

番 号	20	事 業 名	若年ひとり親家庭等支援事業			
事業区分	ひとり親世帯への支援策			区 分	新規事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課					
事業費算定額(差引市費)	10,484千円 (10,484千円)			手法	委託	
対 象 者	ひとり親世帯の親	実施場所	大阪市内			
事業目的、概要	計画施策体系 2 - (3)					
ひとり親家庭等の多様な状況に応じた様々な制度があるにもかかわらず、支援にたどりつけないことが課題となっている。特に若年で親となったひとり親家庭においては、他の年齢層と比べて制度の認知度も低く、大阪市子どもの生活に関する実態調査の結果、困窮度Ⅰの世帯に該当する世帯が多いことも分かっている。 こういった若年のひとり親家庭には従来型の方法では支援につながらない実態があることから、区役所に出向かずとも必要な情報が得られるよう制度周知を強化し、また若年のひとり親が気おくれすることなくひとり親同士の交流や情報交換を行える場を設けることで、必要とする制度や情報に容易にたどりつき、適切な支援が受けられること、またひとり親家庭等の生活の向上を図ることを目的とする。 〔事業内容〕 ・若年ひとり親家庭等交流事業を実施し、必要な制度の案内や情報交換等を行える場を設けることで、若年ひとり親家庭の支援を行う。 ・制度周知にかかるリーフレットを作成、ひとり親家庭医療費助成対象者等へ配付することで、制度周知を強化する。						

番 号	21	事 業 名	養育費確保のトータルサポート事業		
事業区分	その他の顕著な課題			区 分	拡充事業
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額(差引市費)	35,614千円 (27,614千円)			手法	補助・委託
対 象 者	養育費の問題を抱えている方	実施場所	各区役所		
事業目的、概要	計画施策体系 2 - (3)				
【事業目的】					
養育費はこどもの健やかな成長にとって重要なものであり、こどもにとって養育費の受け取りは当然の権利である。養育費の取り決めや支払いは親としての当然の責務であり義務であるとの社会的認識を深め、養育費の確保を確実にするための情報提供や相談体制を充実させる。令和元年度から、公正証書の作成や支払い確保の支援など新たな取組みを追加し、養育費の確保にかかる総合的な支援を実施する。					
【事業概要】					
・ 養育費に関するパンフレットを作成し、区役所において離婚届とともに配付する。					
・ 弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所において実施する。(年48回)					
・ 養育費の取決めで、複雑な法律上の問題が生じた方に、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。					
・ ひとり親家庭サポーターによる家庭裁判所等への同行支援					
・ 公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停調書の作成費用を補助					
・ 民間の養育費保証会社と保証契約した場合の本人負担分を補助					
・ 養育費の支払いが滞っている方に対し、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。					
令和7年度より					
・ 養育費の強制執行を実施する方に対し、着手金を全額補助(上限15万円)。					

番 号	22	事 業 名	こどもの貧困対策推進経費		
事業区分	その他の顕著な課題			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	7,237千円 (7,237千円)			手法	直営
対 象 者	-		実施場所	-	
事業目的、概要	こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費 ・ 大阪市こどもの貧困対策推進本部会議の運営 ・ 大阪市内のこどもたちの生活実態等を踏まえ、課題の抽出、重点的に取組む施策の方向性、施策等の検討				